

# 国民年金等事務取扱交付金について

## 1. 国民年金等事務取扱交付金について(参考1)

### (1) 法定受託事務に係る交付金(参考2)

基礎年金、老齢福祉年金及び特定障害者に対する特別障害給付金の支給に係る事務の一部は、法定受託事務として市町村が行っている。この法定受託事務に要する費用は、国が交付している。

### (2) 協力連携事務に係る交付金(参考3)

法定受託事務に付随する事務や相談等については、国と市町村との協力・連携のもとで行っている。この協力連携事務に要する費用も、国が交付している。

### (3) 予算措置について

国民年金等事務取扱交付金については、平成25年度、市町村の実態に即した費用等を把握することを目的として、総務省、財務省及び厚生労働省の三省合同で実態調査を実施し、その調査結果を26年度予算に反映したところ。27年度予算案においても同様の積算をしている。

※ 26年度補正予算では、国民年金に係る市町村システムの早期の改修による確実・効率的な事務の実施や利用者の利便性の向上を図ることを目的とし、システム改修経費9.1億円を計上。26年度内に支出を完了しなかった分については、27年度に繰越を行う予定。(参考4)

(単位:億円)

区 分	平成25年度	平成26年度	平成26年度(補正)	平成27年度(案)
法定受託事務	244	256	9.1	243
協力連携事務	53	87	0	74
合 計	297	344	9.1	318

# (参考 1) 国民年金等事務取扱交付金 (概要)

## (1) 市町村の法定受託事務に対する交付

- 基礎年金及び福祉年金、特定障害者に対する特別障害給付金の支給に係る事務の一部は、法定受託事務として市町村が行っている。
- 法定受託事務に必要な費用は、国が交付することとされている。

基礎年金等事務取扱費  
福祉年金事務取扱費  
特別障害給付金事務取扱費

- ◇ 地方財政法（昭和三十二年法律第九号）（抄）  
（地方公共団体が負担する義務を負わない経費）  
第十条の四 専ら国の利害に関係のある事務を行うために要する次に掲げるような経費については、地方公共団体は、その経費を負担する義務を負わない。  
一～六（略）  
七 国民年金、雇用保険及び特別児童扶養手当に要する経費  
八～九（略）
- ◇ 国民年金法（昭和三十四年法律第四十一号）（抄）  
（事務費の交付）  
第八十六条 政府は、政令の定めるところにより、市町村（特別区を含む。以下同じ。）に対し、市町村長がこの法律又はこの法律に基づく政令の規定によつて行う事務の処理に必要な費用を交付する。  
➢ 政令において、事務に要する被保険者（受給権者）1人当たりの費用を基準単価として定め、被保険者（受給権者）数を基に交付金総額の算定の考え方を規定。  
➢ 基礎年金等事務費交付金及び福祉年金事務費交付金については、政令において各々人件費に対応する部分及び物件費に対応する部分に分ち、これらの部分の市町村毎の算定方法を省令において規定

## (2) 国民年金事務に係る市町村の協力・連携に対する交付

- 法定受託事務に付随する事務や相談等について、地方分権一括法による国民年金事務の見直しに伴い、国と市町村の協力・連携のもとに実施している。
- 協力・連携に必要な経費については、国が交付している。

協力・連携に要する交付金

## (参考2) 法定受託事務の主な内容

事務の内容	根拠条文
1. 被保険者(第2・3号被保険者を除く。)の資格の取得・喪失, 種別の変更, 氏名・住所の変更等に関する届出を受理し, その届出に係る事実を審査するとともに, 厚生労働大臣に報告すること。	【国法12①・105, 国令1の2】
2. 任意加入(高齢任意加入を含む。以下同じ。)及び資格喪失の申出を受理し, 申出に係る事実を審査するとともに, 厚生労働大臣に報告すること。	【国法附則5, 改正法附則(平6)11①⑤・(平16)23, 国令1の2】
3. 任意脱退の承認申請書を受理し, 厚生労働大臣に報告すること。	【国法10, 国令1の2】
4. 年金手帳の再交付申請書を受理し, 厚生労働大臣に報告すること。	【国令1の2】
5. 保険料の全額, 3/4, 1/2, 1/4の免除, 学生納付特例, 若年者納付猶予の申請を受理し, 申請に係る事実を審査するとともに, 厚生労働大臣に報告すること。	【国法90・90の2・90の3・改正法附則(平16)19, 国令1の2】
6. 付加保険料納付・辞退の申出または該当・非該当の届出を受理し, 申出に係る事実を審査するとともに, 厚生労働大臣に報告すること。	【国法87の2, 国令1の2】
7. 受給権者からの第1号被保険者期間(任意加入期間を含む)のみの老齢基礎年金等の裁定その他給付に係る申請等を受理し, 申請等に係る事実を審査するとともに, 厚生労働大臣に報告すること。	【国法16, 国令1の2】
8. 第1号被保険者(任意加入及び高齢任意加入含む)及び老齢基礎年金を除く受給権者の死亡に関する届出書を受理し, 届出に係る事実を審査すること。	【国法105, 国令1の2】

注) 市町村が行う事実の審査とは, 市町村の保有する公簿(戸籍, 住民票, 市町村民税課税台帳等)により, 住所・氏名・生年月日及び所得の状況等を確認することをいう。

# (参考3) 市町村との協力・連携事務の主な内容

## 市町村との協力・連携について

- ◆ 地方分権一括法による国民年金事務の見直しの際に法定受託事務と整理されなかった資格取得時等における保険料納付案内、口座振替、前納の促進事務や相談等について、被保険者に対するサービス低下を来たさぬよう、国と市町村との協力・連携のもとに実施している。
- ◆ この協力・連携に必要な費用についても、必要な財政措置を行っている。

## 協力・連携の状況（平成25年度）

1 資格取得時等における保険料納付案内、口座振替、前納の促進	(1, 736市町村)
2 国民健康保険等他の市町村公金と併せた口座振替の促進	(20市町村)
3 保険料納付督促広報記事等の広報誌への掲載	(1, 603市町村)
4 市町村において行われる相談業務	(1, 725市町村)
5 各種情報提供	
(1) 所得情報の提供（紙）	(307市町村)
(2) 所得情報の提供（磁気媒体）	(1, 609市町村)
(3) 20歳、34歳、44歳到達者の情報提供（外国人）	(850市町村)
(4) 電話番号の情報提供	(1, 059市町村)
(5) 法定受託事務以外の申請書等回付	(1, 222市町村)
(6) 情報提供に必要なシステム開発	(22市町村)
(7) 納付書の送達不能等その他情報提供	(1, 252市町村)
6 その他地域の実情を踏まえた協力	
(1) 申請免除該当者への案内状送付	(42市町村)
(2) 名寄せ特別便に関する記録調査への協力	(3市町村)
(3) 窓口装置を利用したきめ細やかな年金相談	(121市町村)
(4) ねんきんネット	(989市町村)

※ ( ) 内は、1, 742市町村（特別区を含む）のうち、当該事項について協力のあった市町村数

# 【参考4】平成26年度補正予算の概要

## 国民年金等市町村事務取扱に必要な経費（システム改修）

### ① 施策の目的

国民年金に係る市町村システムの早期の改修により、市町村が确实・効率的な事務を行うことを可能とするとともに、利用者の利便性の向上を図る。

### ② 施策の概要

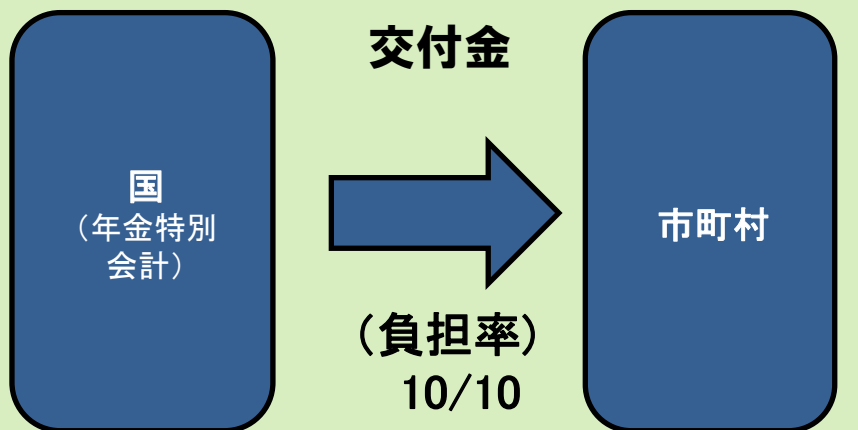
国民年金保険料免除・納付猶予制度の改正、申請様式の見直し等に対応するための市町村システムの改修に対し交付金を交付する。

#### 【事業内容】

- ①国民年金保険料の免除期間に係る保険料の取扱いの改善に要するシステム改修経費
- ②国民年金保険料の免除等に係る遡及期間の見直しに要するシステム改修経費
- ③納付猶予制度対象者拡大に要するシステム改修経費
- ④免除申請様式及び学生納付特例申請様式の見直し等に要するシステム改修経費

### ③ 施策のスキーム、実施要件(対象、補助率等)、成果イメージ等

#### 【事業スキーム】



#### 国民年金法等の法令改正・様式改正

#### 市町村の国民年金システムの改修



免除の遡及適用に伴うシステムの改修(所得年度の遡及や連帯納付義務者の確認など)、納付猶予対象者の判定条件変更、様式見直しに対応した出力機能の改修など

制度改正等に対応したシステムの早期改修により、手作業による事務の非効率性を改善し、市町村事務を确实・効率的に行うとともに、利用者の利便性の向上を図る。

# 年金生活者支援給付金の施行に向けた取組について

---

○ 年金生活者支援給付金の施行に向けては、これまで、平成27年10月施行に向けた準備を市町村等をお願いしてきたところであり、システム開発についても、原則として今年度中に対応いただくこととしている。

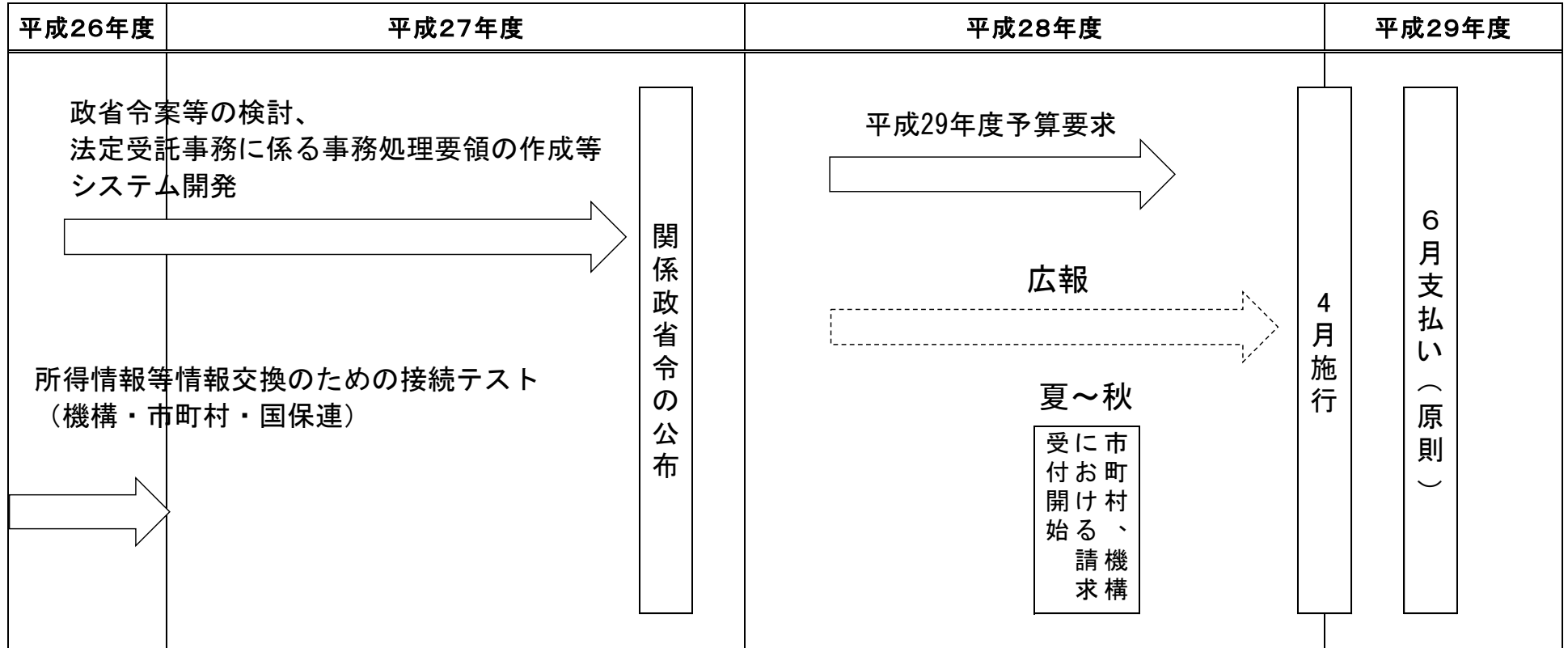
※ 平成26年12月～平成27年1月には、全国で市町村説明会を実施。

○ 一方、平成27年1月14日に閣議決定された27年度予算案においては、年金生活者支援給付金の支給を27年度から実施するための所要の経費を計上しておらず、政府としては、これらの実施を平成29年4月に延期するとの方針を示したところ。

※ 延期に当たっては法律改正が必要。

○ 施行延期後のスケジュールについては、現時点において、別添1を予定。

「年金生活者支援給付金の支給に関する法律」の施行に向けたスケジュール案  
 (現時点での粗いイメージ)





## 1. 法律の概要

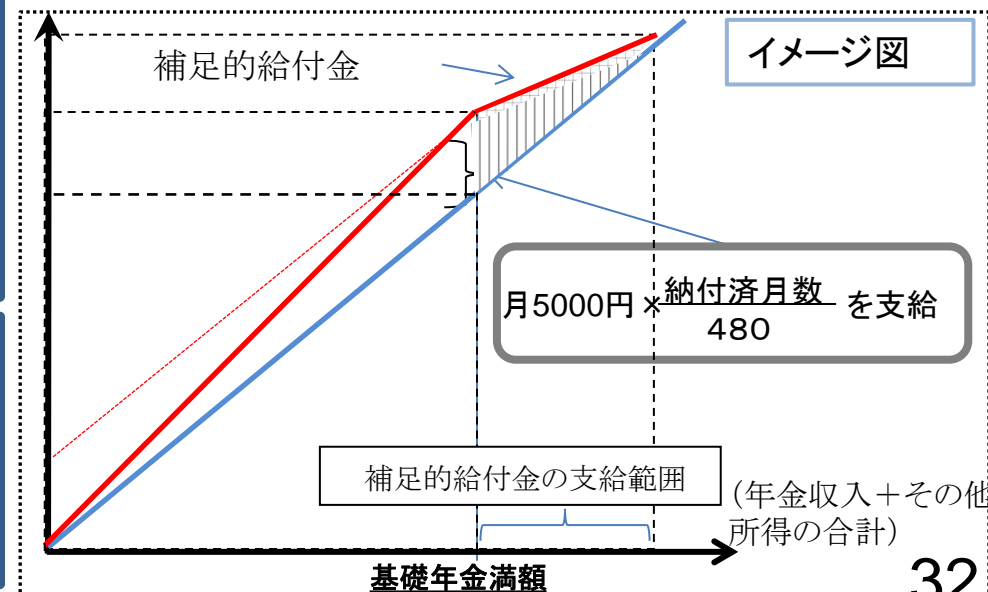
- 所得の額が一定の基準 (※) を下回る老齢基礎年金の受給者に、老齢年金生活者支援給付金 (国民年金の保険料納付済期間及び保険料免除期間を基礎) を支給する。→ 対象者：約500万人
  - ① 基準額 (月額5千円) に納付済期間 (月数) /480 を乗じて得た額の給付
  - ② 免除期間に対応して老齢基礎年金の1/6相当を基本とする給付
 (※) 住民税が家族全員非課税で、前年の年金収入+その他所得の合計額が老齢基礎年金満額以下であること (政令事項)
- 所得の逆転を生じさせないよう、上記の所得基準を上回る一定範囲の者に、上記①に準じる補足的老齢年金生活者支援給付金 (国民年金の保険料納付済期間を基礎) を支給する。
  - 対象者：約100万人
- 一定の障害基礎年金又は遺族基礎年金の受給者に、障害年金生活者支援給付金又は遺族年金生活者支援給付金を支給する。(支給額：月額5千円(1級の障害基礎年金受給者は、月額6.25千円))
  - 対象者：約190万人
- 年金生活者支援給付金の支払事務は日本年金機構に委任することとし、年金と同様に2ヶ月毎に支給する。

## 2. 施行期日 :平成29年4月1日(予定)

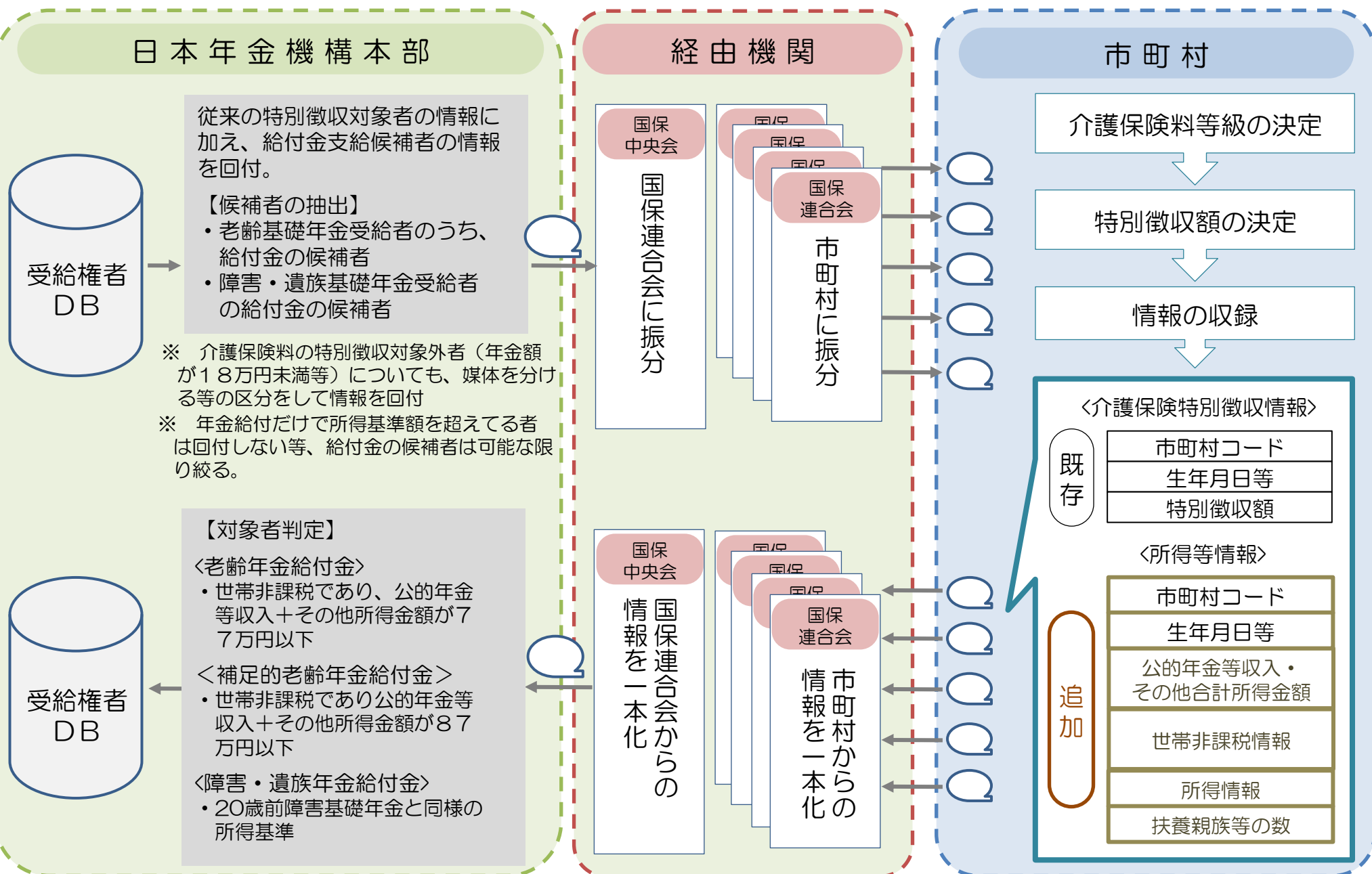
社会保障の安定財源等を図る税制の抜本改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日から施行する。

## 3. 市町村における事務

- ・ 厚生労働大臣に対する給付金支給候補者の所得情報等の提供
- ・ 第1号被保険者期間のみを有する者等の認定請求の受理 (政令で規定する予定) 等







※ 年金生活者支援給付金の支給に関する法律において、市区町村が所得情報等を提供するために必要な法整備は措置されている。